

第2回学術・教育・研究委員会の会議概要 (学術部会常設委員会)

日 時 平成17年12月21日(水) 13:30~16:30

場 所 日本獣医師会会議室

出席者

【委員】 江藤 文夫 宮崎県獣医師会会長(江藤獣医科院長)
大橋 文人 大阪府獣医師会(大阪府立大学教授)
金田 義宏 岩手県獣医師会会長
唐木 英明 東京都獣医師会(日本学術会議会員)
喜田 宏 北海道獣医師会(全国大学獣医学関係代表者協議会会長・北海道大学教授)
酒井 健夫 日本獣医師会理事(日本大学教授・生物資源科学部長)
種池 哲朗 北海道獣医師会(私立獣医科大学協議会会長・酪農学園大学教授)
局 博一 (東京大学教授)

【欠席】 吉川 泰弘 東京都獣医師会(国公立大学獣医学協議会会長・東京大学教授)

【文部科学省】尾藤 広幸 高等教育局専門教育課課長補佐

【農林水産省】相田 善勝 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

【本会】 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

議 事

- 1 第1回学術・教育・研究委員会の協議結果
- 2 関係省庁の説明及び質疑
 - (1) 文部科学省
「国立大学における獣医学教育に関する協議会の報告と今後における獣医学教育改善の方向」
 - (2) 農林水産省
「獣医師の需給動向と出口評価としての獣医師国家試験のあり方」
- 3 獣医学教育の外部評価のあり方
 - (1) 論点の整理と協議・検討

会議概要

開会にあたり、酒井委員長（学術部会長）から「年末の多忙な中、お集まりいただいたことに感謝する。今日は、厚生労働省及び農林水産省の担当官にもご出席いただいた。今回は第2回目の委員会であり、さらに具体的な議論を進めたい。」旨の挨拶があった。

1 第1回学術・教育・研究委員会の協議結果

酒井委員長から、第1回委員会の会議概要が説明された。その中で、第1回委員会においては、獣医学教育改善に向けた今後の議論の方向性として、外部評価の枠組み作りについては、実効性(一定の拘束力)が保たれるような形で進めていかなければいけない。このことについては文部科学省の理解を得た上で、指導力を発揮してもらえるようにしていく必要があること、今の獣医学教育のシステムには多くの課題があるということを広くPRすることが必要であり、そのための手段を講じるべきであること、大学教育の水準と合格率とがリンクするような国家試験のあり方を考えていく必要があることが示され、あわせて文科省及び農水省担当官の次回委員会への参加を求めることとした旨説明された。

2 関係省庁の説明及び質疑

(1) 文科省尾藤課長補佐から「国立大学における獣医学教育に関する協議会の報告と今後における獣医学教育改善の方向」について以下の説明が行なわれた。

ア 平成16年7月に「国立大学における獣医学教育に関する協議会」の報告書「国立大学における獣医学教育の充実方策について」がまとめられた。平成15年1月から計8回行なわれた協議に基づく当報告書では、国立大学の獣医学教育の課題として以下が指摘されている。

(ア) 教員組織の問題

獣医師国家試験出題科目数の18に対し、教員配置が不十分。特に公衆衛生分野では、他学科の教員や非常勤講師等により対応している状況である。

(イ) 授業科目の問題

臨床関連科目、食品衛生関係科目について、開講されていない、もしくは一部の大学でしか開講されていないものが多い。

(ウ) 卒業者に係る問題

特に臨床分野について、診療に従事する卒業者に対する事業所の評価は比較的低く、卒業者に対するアンケートでも臨床分野の科目については不十分とする者の割合が高い。

(エ) 附属病院の問題

診療業務、支援業務ともスタッフが不足しており、施設・設備の面でも器具の不足や老朽化等の課題がある。

イ 獣医師に求められる技術・能力は、鳥インフルエンザやBSEなどの発生による社会的関心の高まりとともに、近年、高度化・多様化している。今後、さらに高い能力をもつ獣医師の養成が課題であり、特に臨床分野の教育の充実が必要と考えている。

- ウ 今後の方策としては、大学間の連携、各大学の地域特性の活用、法人化のメリットを生かした教育・研究体制の充実、国としての研究プロジェクトに対する支援措置の拡充、施設・設備等の整備、などが考えられる。
- エ 法人化に関連して、これまでは国の組織ということで定員や予算には様々な制約があった。それが法人化により縛りが緩やかになって、各大学の自主性が認められるようになった。教員の充実についても同様、各大学の工夫の余地が生まれた。これにより、法人化の後、いくつかの大学では10名前後(計画分含む)の教員の増員を図っている。今後は各大学ともこうした法人化のメリットを生かした取組みを進める必要がある。
- オ 予算に関し、3%のマイナスシーリングで厳しい状況の中でも、国立・私立大学に対しては基盤的経費として一定の措置がとられている。今後も充実を図りたい。また、大学で行なわれている研究に対しては、競争的資金制度の措置がとられており、年々拡充を図っている。
- カ 国立大学に対しては運営費交付金の特別研究経費として研究プロジェクトや研究センター等に対して平成17年度から予算がついている。次年度(18年度)も継続的措置がとられる。また、私立大学に対しては私学助成制度がある。
- キ 国も、21世紀COEプログラム、現代的な教育課題への取組み支援、特色ある取組みへの支援、等の措置をとっているのをこれらを活用して研究等への取組みを活性化してほしい。
- ク 獣医学教育の外部評価に関しては、非常に重要と考えているが、大学自身のしっかりした自己点検・評価がなされた上での外部評価であるべきと考える。また、外からの評価を受けるのであれば、その評価結果は当然、外に対して開かれたものとなるので、しっかりした評価システムにしてもらいたい。
- (2) 唐木委員からこれまでの経緯について、「平成12年、全国獣医学関係代表者協議会において自己点検・評価の様式を作成し、大学基準協会による外部評価を行おうとした際、学部レベルの評価は可能だが、学科等、それ以上の評価は難しいということであった。」との説明があった。
- (3) 大森専務理事から、11月28日に行った本委員会の唐木委員、大森専務理事、文部科学省の浅田高等教育課長による打合わせの中での浅田課長のコメントが次のとおり紹介された。
- ア 獣医学教育の改善は、ひとえに関係者の意識改革、レベルアップに尽きる。当事者である大学自身の問題として真剣に取り組むべき課題である。
- イ 現在の16大学のままでの整備となると、教員を増やすために生徒も増やす、ということになる。一方で入学定員抑制の問題もある。大学の数を減らすことなく、規模を拡大することは現実的ではない。
- ウ 分野別評価のポイントは、関係者の了解を得、関係者を巻き込んでシステムの構築を進めていくことが大切。国による義務付けは難しい。
- エ 国際的な視点も入れ、関係者の理解を得るのも必要である。
- オ 外部評価結果の公表とともに、評価を受けた大学側の意見を公開し、評価システムの透明性を高めることこそ制度が実効性をもつ原動力になる。

(4) 農林水産省、相田課長補佐から「獣医師の需給動向と出口評価としての獣医師国家試験のあり方」について以下の説明が行なわれた。

ア 獣医師国家試験は平成 18 年 3 月で 57 回目を迎える。当初記述式で行なわれていた試験は、第 35 回以降マークシート方式が導入され、現在に至っている。試験の内容は学科試験と実地試験に分かれていて、臨床知識・技能を評価するべきとの観点から、現在実地試験を増やす方向にある。今回の第 57 回からは、これまで 280 問だった実地試験を 300 問に増やす。

イ 出題内容は、飼育動物の診療技術や公衆衛生についての知識・技能等、獣医師法の内容に基づいている。

ウ 獣医師国家試験には、各大学の出口評価としての側面がある一方、国家資格としての獣医師に求められる最低限の知識を問う面もある。大学の差別化のための試験ではないと考える。合格率が一定になるのは、作問する側が各大学で一般的に教えられている内容から出題するためであろう。新しい知見については、毎年各大学から意見をいただきながら精査して取り入れている。

エ 免許を与える側としての感想をあえて述べるとすれば、臨床知識面の出題だけではなく、獣医師法、獣医療法、薬事法などの関係法令の出題も毎年行っているにもかかわらず、卒後獣医師として活動するにあたって法制度の知識・理解が不足しており、指導が必要なケースがある。あわせて倫理面の問題もある。現実には、卒後、最初に就職したところの影響を強く受けるのだろうが、まず大学の中で、基礎的な法令遵守の考え方や獣医師としての倫理を教育することが必要ではないか。

オ 獣医師国家試験の実施方法等について、獣医事審議会でも議論を重ねているが、この委員会は現場をよく知る立場の方々が出席しているので、忌憚のない意見を聞かせていただき、今後の試験に反映させていきたい。

カ 獣医師の需給動向については、現在のところ、1,200 人～1,300 人の獣医師国家試験受験者に対して 1,000 名前後の合格者で毎年推移している。近年のペットブームを反映し、このうちの約半数、500 名前後が小動物獣医療の分野に進んでいる。職域による偏在化の状況は認識しているが、個人の希望を曲げてまで、「産業動物分野へ」とか「地方で公務員を」といった方向付けはできない。産業動物診療の分野に進む学生に奨学金を支給するという案もあったようだが、国内の産業動物の飼育頭数が増加しているわけではない。獣医師の総数は足りていても職域ごとのバランスが悪いという現状を改善するためには、各地方自治体等と連携しながら工夫していくことが必要である。トータル数は充足しているが、職域別のバランスの是正は困難である。

キ なお、獣医師国家試験のシステムについて、現在各省庁で独自に管理している各種国家試験を統一的に受け付けるとする計画がある。国家試験の共通のサイトを作り、インターネットにより願書を提出してもらうなど、電子化を進める方向で検討がなされている。来年度計画を策定し、再来年にはシステムを構築する予定である。今後新しい動きがあれば逐次情報提供したい。

(5) この後、委員と相田課長補佐との間で以下の質疑応答が行なわれた。

ア 「獣医師国家試験の得点の開示は今後行なわれるのか。」との質問に対し「これまで得点は非開示だった。昨年、医師国家試験において得点开示請求がなされ、審査の

結果「開示すべき」とされた。獣医師国家試験についても同様の請求があり、同様に開示していく方向とされた。獣医師国家試験の内容が、資格試験として最低限の内容を出題したものである限り、非公開とする根拠はない。今後、司法試験や大学入試センター試験のように一般に得点を公表するのが望ましいと考えている。ホームページ上に問題や解答例を公開するようにしたい。今年度は開示を前提として問題を作成していないので開示は行わないが、できるだけ早く公開できる方向としたい。あわせて合格者の発表についても、番号、住所(都道府県)、氏名をこれまで公表していたが、個人情報保護法の施行に伴い、第57回以降は番号のみの公表とする。」との回答があった。

イ 「受験生は試験問題を持ち帰ることができるのか。」との質問に対し、「第57回は問題を渡す予定はない。試験時間内に会場外に出た受験生を通じ、携帯電話等の通信手段を用いた不正行為が行なわれる可能性があるため、当日の持ち帰りは認めない方向である。合格発表後にインターネット等を通じて公表するような形を考えたい。」との回答があった。

3 獣医学教育の外部評価のあり方

前回の協議内容を整理した資料「獣医学教育の外部評価のあり方(主な論点と考え方)」に基づき、各項目に対する事務局からの説明に引き続き、各委員が意見を述べる形で協議は進められた。各項目に対する委員からの意見等は要次のとおり。

(1) 学校教育法に基づく評価体制と現行の評価システムとの関係について

ア 大学設置基準等について

- (ア) 大学設置基準に関しては、これまでの関係者間の協議の中で「教員は72名に」とか「500㎡以上の診療施設を持つべき」等が方向づけられたが、規制緩和の流れの中では基準を厳しい方向に改正することは難しいのではないかと。
- (イ) 大学基準協会、全国農学系学部長会議、国立大学における獣医学教育に関する協議会の3つの上乗せ基準を含め、自主規制として改善を図るしかない。
- (ウ) 前期委員会で策定された「標準的カリキュラム」については、全国獣医学関係代表者協議会で認められ、獣医界全体の方向とされた。これについては対外的に認められるようしっかりアピールすべきである。「標準的カリキュラム」を文部科学省に認知してもらわないことには、前に進まないのではないかと。
- (エ) 現在教員数については、36名体制へとがんばっているが、次は54人、さらに72人と段階的に増やしていくのが目標である。現在36名体制を目指している大学との意識のギャップを埋め、獣医界が結束していくことが大切である。
- (オ) 大学の自助努力といっても、なかなか前に進まないのが現実。獣医師国家試験の問題、外部評価の問題など、手をつけられるところからどんどん動いていくことが大切である。
- (カ) 国立大学の最大の問題は、獣医学科の定員が30～40名であることである。経営的に見れば、これではどうがんばっても教員36名が限界ではないかと。
- (キ) しかし、36人体制は何の根拠もない話。関係大学間でオーソライズされた全国農学系学部長会議の答申は、当面、54人がスタート台であり、これは譲れない線

である。

- (ク) 「平成 17 年 7 月に出された中央教育審議会の「我が国の高等教育の将来像：答申」によれば、定員抑制方針が示されている医師、獣医師等の 5 分野について、「人材需給見通し等の政策的要請を充分に見極めながら、抑制の必要性や程度や具体方策について、必要に応じ検討する必要がある」とされているが、これについての文科省としての考えはどうか。」との質問に対し、尾藤課長補佐から「現在のところ、獣医師に関する具体的な話は何もない。」さらに、「定員増に対する要望等はあるのか。」との質問に対しては「そういった声は聞こえてくるが、具体化の段階にはない。」とされた。
- (ケ) 農水省、相田課長補佐から「2004 年末現在、獣医師法 22 条の届出をした人数は 31,333 名。そのうち獣医事に従事する者が 27,498 名、獣医事に従事していない者が 3,835 名である。獣医事に従事していない者の一部は、子育て中の主婦等に当たるのだろうが、この数字の上からも獣医師の人数は足りているといえるのではないか。ここで定員を増やしても、職域偏在の問題は解決しないばかりか、小動物分野に進む人数がさらに増えるだけではないか。」との意見があった。
- (コ) 定員の問題に関して気がかりなことは、現在獣医学科を持たない大学が、獣医学部・学科を設置しようとしていることである。この動きが本格化すればこれまでの統合・再編の議論は振出しに戻ってしまう。
- (カ) 教育システムが今のままでは、獣医界は国際競争力を失ってしまう。アジアの周辺諸国に抜かれるのも時間の問題ではないか。
- (キ) 大森専務理事の「薬学が 6 年制になるのにもなって、薬学に関する大学設置基準は整備されたのか。」との質問に対し、文科省(尾藤課長補佐)から「獣医師にならって、基準が整備されたが、ゆるやかなものである。」との回答があった。

イ 教育・研究のシステム評価

学部単位での評価はするが、学科を評価するシステムがないのが課題である。

ウ 出口段階における評価

- (ア) 獣医師国家試験は本来資格試験である。厳密な資格要件があり、そのための試験があり、教育があるべきである。試験の結果として教育内容と学生個人の資質・努力が問われるものである。しかし、現状は教育側への配慮が多分にあり、資格要件ではなく、各大学で教えている内容から出題している。委員会の議論に加え、獣医事審議会でも検討していただき、改善を図っていただきたい。その結果、大学間に差が出てしまうことがあるかもしれないが、それはやむを得ないのではないか。
- (イ) 作問について、あちこちの大学の教員から問題を寄せ集めてつぎはぎしているのが実態であり、統一的に出題内容などを管理するシステムがないのが課題である。

- (2) 獣医学系大学及び関係団体（全国大学獣医学関係代表者協議会、日本学術会議、日本獣医師会）・機関（文部科学省、農林水産省）の考え方について

ア 文科省の考え方について、委員と尾藤課長補佐の間で以下の質疑応答がなされた。

(ア) 「JABEE に対して文科省としては今後どのように関わっていくのか。」との質問に対し、「その活動に対し特に反対するものではなく、むしろ応援している。」と回答された。

(イ) 「大学の中期目標の評価において、獣医学科に関し具体的評価が行われることはあるのか。」との質問に対し、「あくまで獣医学は農学の一分野としてとらえ、獣医学科のみを取出して分野ごとの評価は行わない。」と回答された。

イ 大学をはじめ関係機関の合意形成について

(ア) 獣医師がいなければ安全な社会は守れないという危機感を（大学からではなく）外部から盛り上げていくことが必要である。

(イ) 共通感染症の例や、動物の福祉は人の福祉につながることをアピールし、認識を高めてはどうか。

(ウ) 「食の安全」、「ズーノシス」から「福祉分野」まで、職域の幅が広がっていく中で教育の改善を求めていくには、具体的に「ここが足りない」「ここが現状にそぐわない」ということを大学から発信していかなければいけないのではないかと。

(エ) 本委員会が主体となって、全国 16 大学にあらためてアンケート調査を実施してはどうか。その結果を日獣会誌等で公表し、現状をPRしてはどうか。仮に状況が厳しいものであったとしても、それが一つのインパクトになる。

(オ) 獣医学教育改善が必要なことは、これまで十分な議論がされ尽くされてきている。いまさらアンケート調査というタイミングではない。アンケートであれば、平成 10 年に日獣が取りまとめた「6 年制獣医師に関するアンケート調査報告書」を活用することで充分である。要は外部評価の目的は大学の序列化を明確化することに他ならないが、このようなシステムを導入することについて関係大学が合意する環境整備が求められる。

(カ) 来年春の全国大学獣医学関係代表者協議会の場で現状と委員会の考え方を十分伝達し理解を求めるのがよいのではないかと。

(キ) こうした外からの圧力と現場の教員からの圧力の両方があれば事態は動き始めるのではないかと。

(3) 外部評価組織のフレームワークについて

ア 外部評価実施組織の構成及び運営

(ア) 日獣と獣医学会は緊密な関係にあるといえるが、学会会議が機能するか疑問である。

(イ) 関係者から独立した機関として評価組織が存在している米国のシステムを勉強する必要がある。

(ウ) 日獣が主体的に関わり、その意図を反映できるような評価組織でなければならない。

イ 外部評価組織運営のための人材の確保及び費用の負担

(ア) 評価機関を作るには、評価をする委員の選任、運営の方法などの課題を具体的に検討すべきではないかと。

- (イ) 外部評価組織の運営についての文科省の予算措置は期待できるのか。
- (ウ) 農水省、文科省、内閣府が関わってくるので、しっかりしたものを作れば経費の問題は対応可能ではないか。
- (I) 外部評価といえども各大学の自己・点検評価をベースとするものである以上、評価に必要な経費は、評価を受ける大学が負担するのが原則ではないか。大学に負担を求めた場合、費用負担する大学が積極的評価を受けるとする動機付けを何に求めるのか、考えなければならない。

ウ 自己点検・評価から外部評価に至る評価基準等の提案

- (ア) 国家試験とともに、外部評価の基準もしっかり持つべきである。広く社会一般に認められるものとするため、基準は厳しくしなければいけない。一方では全体の7~8割が達成できる目標でなければならない。システムが機能するためには関係者のモチベーションが下がらないようにしなくてはならない。現在の国内の状況では一気に欧米並みというわけにはいかない。
- (イ) 資格要件として基準をとらえ、統一的な評価基準を作ることが必要。ただし、理想的な基準に対していきなりすべての大学が100%達成できるものではないだろう。全体像をしっかり提示する一方、ある程度段階を決めて、「いつまでにこれ」「次はここまで」というように、ステップバイステップで進めていくことも必要ではないか。

エ 獣医学系大学及び外部評価団体・機関等との連携

- (ア) この問題には各方面の団体や機関等が関わってくるが、今後の議論はどのように進めていくのか。全国大学獣医学関係代表者協議会の場で進めてもらうことになっていくのか。
- (イ) やはり本委員会が中心になるべきではないか。そこに必要があれば学術会議や全国大学獣医学関係代表者協議会、獣医事審議会にオブザーバー参加を求めて意見を聞くのがよいのではないか。
- (ウ) 国立大学と私立大学のすり合わせが必要になるだろう。私立には、既に評価の蓄積があるので、その情報を国立大学の学長に知らせていくことが大切である。
- (I) 国立大学と公立大学をあわせた形の自己点検評価システムがあってその上に私立大学の自己点検・横断評価と合わせた形で外部評価システムを立ち上げることとなる。したがって、先ず国立と公立の大学間の横断的評価のシステムを軌道に乗せる必要がある。

(4) 評価の効果・効力と活用策

ア 評価結果のフィードバックと大学の対応能力・責任

私立大学では、5年前から互いの自己点検・評価結果を持ち寄って、短期目標ないしは中期目標を策定し、改善の取組みを行っている。こうした取組みが各大学で継続的に行なわれることが大切である。

イ 獣医学部体制の再編整備の進展

- (ア) 獣医学教育改善に向けて、様々な取組み案があるが、農学部の一学科である限り、各大学の現状は苦しい。農学部長会議でほぼ99%まで統合再編で話がまとま

ったはずだが、頓挫した格好になっている。かつては食糧生産の一翼を担う農学の一分野としての獣医学であったが、小動物獣医療への関心が増したことによって、農学に対する社会的要求と獣医学に対する社会的要求とは別のものになってきている。これまでの流れを踏襲しては時代に対応しきれない。

- (イ) 大学教育の改善を考えたとき、結論は統合再編しかない。この方向は崩さないのがわれわれの立場。
- (ウ) 既に大学の二極化(自助努力をしてよりよい環境を整えていく大学となかなか向上しない大学)が起こっている。教育の現場にいる者は全員状況はわかっているはずである。結局、各大学の学長が積極的に関ることができるか、われわれが充分に応援できるかが鍵ではないか。
- (エ) 再編統合は現状では至難ではあるが、当面、大学間の教育連携による実質的内容の整備を工夫しつつ、再編統合の旗は降ろさないことで意識統一する必要がある。現状ですでに二極分化が生じており、つぶれる前に再編できるかが鍵となる。
- (オ) 「再編整備」という言葉に過剰に反応する向きもある。結論としては再編整備しかないのだから、今後の議論を進める中で、「獣医学部体制の整備」等に言い換えておいてはどうか。

まとめ

- (1) 酒井委員長が、今後の方向等について次のようにまとめた。
 - ア 外部評価の枠組み作りに向けた議論は、今後とも委員会が中心となって進め、全国大学獣医学関係代表者協議会会長はじめ関係各団体に対しては、委員会の名前で議論への参加を呼びかけていく。
 - イ 各大学の自助努力の状況の把握を行う必要があるが、実態調査については、全国大学獣医学関係代表者協議会において酒井委員長を中心として実施することとなっているので、その結果を活用する。
- (2) 本日の議論を踏まえ「獣医学教育の外部評価のあり方(主な論点と考え方)」の資料を更に整理・充実することとし、次回は中間取りまとめ的な報告として整理できるよう努力する。
- (3) 次回委員会は2月22日(水)に行うこと、文部科学省、農林水産省に加え、厚生労働省からもオブザーバー参加を求めることが確認された。
- (4) 中川副会長から「本日は貴重な意見をいただき感謝する。本委員会の議論が獣医学教育の改善につながることを期待する。」との挨拶があり、会議を終了した。